政令第　　号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十五号）の施行に伴い、及び携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第八条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部改正）

第一条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令

本則中「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」を「携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に改める。

第八号中「又は第四条」を「、第四条」に、「）の罪」を「）、第十条又は第十一条の罪」に改め、同号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第十一条又は第十二条第一号、第二号若しくは第四号の罪

本則に次の一号を加える。

十　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで又は第三十二条第一項から第三項までの罪

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第二条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百八号を次のように改める。

四百八　携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

（警察庁組織令の一部改正）

第三条　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四号を次のように改める。

四　携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯通信役務の不正な利用の防止に関すること。

附　則

この政令は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

理　由

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案　新旧対照条文

目　次

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）（第一条関係）――――――――　1

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（第二条関係）――――――――　3

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（第三条関係）――――――――　4

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令
携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。
一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十条（同法第二百四十六条又は第二百四十九条の罪の未遂に係る部分に限る。）の罪	一　（同上）
二　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の二（譲渡に係る部分に限る。）の罪	二　（同上）
三　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条の二、第六十六条又は第六十六条の四（これらの規定中譲渡に係る部分に限る。）の罪	三　（同上）
四　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第五十二条（譲渡に係る部分に限る。）の罪	四　（同上）
五　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第二項（同項に規定する割合を超える割合による利息の受領に係る部分を除く。）又は	五　（同上）

第三項（同項に規定する割合を超える割合による利息の受領に係る部分を除く。）の罪	
六　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条第一項又は第二項第三号の罪	六　（同上）
七　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号又は第四十七条の三第二号（同法第十一条第二項第一号（広告に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の罪	七　（同上）
八　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第十一条又は第十二条第一号、第二号若しくは第四号の罪	（新設）
九　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第十三号又は第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂に係る部分に限る。）、第十条又は第十一条の罪	八　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同号に係る部分に限る。）又は第四条（同法第三条第一項第十三号又は第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂に係る部分に限る。）の罪
十　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで又は第三十二条第一項から第三項までの罪	（新設）

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（第二条関係）

※　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（令和八年政令第　　号）による改正後

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	（同上）
一～四百七　（略）	一～四百七　（同上）
四百八　携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）	四百八　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）
四百八の二～四百八十　（略）	四百八の二～四百八十　（同上）

○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（捜査支援分析管理官） 第二十六条　捜査支援分析管理官は、次の事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　携帯通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯通信役務の不正な利用の防止に関すること。	（捜査支援分析管理官） 第二十六条　（同上） 一～三　（同上） 四　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関すること。